

（適用の除外）

第 3 2 条の 9 第 31 条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

【解釈及び運用】

指定数量（10,000ℓ）未満の動植物油類については、本来ならば、指定数量未満の危険物として規制されることとなるが、本条によりその規制を除外しているものである。

これにより、指定数量未満の動植物油類については、指定可燃物として規制されることとなり、条例第 34 条の規定が適用されることとなる。

なお、動植物油類のうち、危規則第 1 条の 3 第 7 項の規定により貯蔵保管されているものについては、危険物から除外されることとなるため、2 m³以上の量を貯蔵保管している場合は、条例別表第 8 備考第 8 号の規定により、指定可燃物（可燃性液体類）となる。

危規則第 1 条の 3 第 7 項の規定による貯蔵保管により、危険物から除かれることとなる具体的な条件については、次のとおりである。

- 1 危政令の技術基準に適合している屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び地下貯蔵タンクで、加圧しないで常温で貯蔵保管されているもの
- 2 危規則の技術基準に適合する容器に貯蔵保管されているもの

条例別表第 8 備考第 8 号（抜粋）

別表第 8

品 名		数 量
綿花類		200 キログラム
木毛及びかんなくず		400 キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000 キログラム
糸類		1,000 キログラム
わら類		1,000 キログラム
再生資源燃料		1,000 キログラム
可燃性固体類		3,000 キログラム
石炭・木炭類		10,000 キログラム
可燃性液体類		2 立方メートル
木材加工品及び木くず		10 立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20 立方メートル
	その他のもの	3,000 キログラム

備考

(8) 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

法別表第 1 備考第 17 号（抜粋）

17 動植物油類とは、動物の油肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1 気圧において引火点が 250 度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

危規則第 1 条の 3 第 7 項（抜粋）

7 法別表第一備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものは、次のものとする。

- 一 令第十一条第一項第三号の二から第九号まで（特定屋外タンク貯蔵所（令第八条の二の三第三項に規定する特定屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。）であって、昭和五十二年二月十五日前に法第十一条第一項前段の規定による設置の許可を受け、又は当該許可の申請がされていたもののうち、令第十一条第一項第三号の二及び第四号に定める技術上の基準に適合しないものについては、当該各号は、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令（平成六年政令第二百十四号）第二条の規定による改正後の危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十号）附則第三項各号とし、準特定屋外タンク貯蔵所（令第十一条第一項第三号の三に規定する準特定屋外タンク貯蔵所をいう。以下同じ。）であって、平成十一年四月一日前に現に設置され、又は設置の工事中であったもののうち、令第十一条第一項第三号の三及び第四号に定める技術上の基準に適合しないものについては、当該各号は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三号）による改正前の令第十一条第一項第四号とする。）、第十一号から第十一号の三まで及び第十五号、同条第二項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十号の二、第十二号から第十四号まで及び第十七号を除く。）、令第十二条第一項第一号、第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十号の二及び第十二号から第十八号まで、同条第二項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第三号、第九号、第九号の二、第十一号、第十一号の二及び第十九号を除く。）、令第十三条第一項（第五号及び第九号から第十二号までを除く。）、同条第二項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号及び第九号から第十二号までを除く。）又は同条第三項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第五号及び第九号から第十二号までを除く。）の基準の例によるタンクに加圧しないで、常温で貯蔵保管されているもの
- 二 第四十二条及び第四十三条に規定する構造及び最大容積の基準の例による容器であって、収納する物品の通称名、数量及び「火気厳禁」又はこれと同一の意味を有する他の表示を容器の外部に施したものに、第四十三条の三に規定する容器への収納の基準に従って収納され、貯蔵保管されているもの